

宮 城 県 公 報

令和 8 年 10 月 1 日（木）
号外第 37 号

目 次

訓令甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 職員服務規程の一部を改正する訓令（行政管理室）
- 公印規程の一部を改正する訓令（県政情報・文書課）

宮城県訓令甲第23号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年10月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第3条関係） [略] 各所長 [略] 仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長 (1)・(2) [略] (3) [略] ア [略] イ 産業廃棄物収集運搬業 <u>（積替え又は保管を行うものに限る。以下この号において同じ。）</u> 及び産業廃棄物処分業の許可（第14条） ウ～オ [略] カ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <u>（積替え又は保管を行うものに限る。以下この号において同じ。）</u> 及び特別管理産業廃棄物処分業の許可（第14条の4） キ～ツ [略] (4)～(8) [略] リハビリテーション支援センター所長～土木事務所長 [略]	別表第1（第3条関係） [略] 各所長 [略] 仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長 (1)・(2) [略] (3) [略] ア [略] イ 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可（第14条） ウ～オ [略] カ 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可（第14条の4） キ～ツ [略] (4)～(8) [略] リハビリテーション支援センター所長～土木事務所長 [略]

別表第 7（第 3 条関係）

[略]	
保健所の環境衛生部長	
(1)～(16)	[略]
(17)	[略]
ア～ク	[略]
ケ 産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を行うものに限る。以下この号において同じ。）及び産業廃棄物処分業の許可（第14条）	
コ～シ	[略]
ス 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を行うものに限る。以下この号において同じ。）及び特別管理産業廃棄物処分業の許可（第14条の 4）	
セ～ム	[略]
(18)～(42)	[略]
[略]	

別表第 7（第 3 条関係）

[略]	
保健所の環境衛生部長	
(1)～(16)	[略]
(17)	[略]
ア～ク	[略]
ケ 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可（第14条）	
コ～シ	[略]
ス 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可（第14条の 4）	
セ～ム	[略]
(18)～(42)	[略]
[略]	

附 則

この訓令は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

宮城県訓令甲第24号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年10月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和35年宮城県訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。

様式第1号表面を次のように改める。

No. _____

身 分 証 明 書

(氏名) _____

年 月 日生

浮出し刻印

年 月 日

上記の者は、宮城県職員であることを証明する。

宮 城 県 知 事

印

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日において現に交付されている改正前の様式第1号による身分証明書については、改正後の様式第1号によるものとみなす。

宮城県訓令甲第25号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年10月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和34年宮城県訓令甲第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第 2 条関係） (1) [略] (2) [略]						別表（第 2 条関係） (1) [略] (2) [略]					
番 号	種 類	用 途	[略]	[略]	[略]	番 号	種 類	用 途	[略]	[略]	[略]
1	知事印	[略]	[略]	[略]	[略]	1	知事印	[略]	[略]	[略]	[略]
		危険物取扱者免状用消防設備士 免状用高压ガス製造保安責任者 免状用高压ガス販売主任者免状 用第 1 種電気工事士免状用第 2 種電気工事士免状用液化石油ガ ス設備士免状用職業訓練指導員 免許証明書用	[略]	[略]	[略]			危険物取扱者免状用消防設備士 免状用第 1 種電気工事士免状用 第 2 種電気工事士免状用職業訓 練指導員免許証明書用	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和 8 年10月 1 日から施行する。